

伊勢市バリアフリーマスタープラン
(移動等円滑化促進方針)
(案)

令和2年〇月

伊勢市

【目次】

	頁
1. 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定にあたって	1
1-1. 計画策定の背景と目的.....	1
1-2. マスタープランの位置づけ.....	2
1-3. 計画期間.....	4
2. 移動等円滑化促進地区の抽出	5
2-1. 移動等円滑化促進地区とは.....	5
2-2. 移動等円滑化促進地区の選定.....	6
3. 基本的な方針	10
3-1. 伊勢市のバリアフリーに関する問題点.....	10
3-2. 基本理念と基本方針.....	13
4. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路	14
4-1. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路に関する考え方... 14	14
4-2. 移動等円滑化促進地区の設定.....	17
4-3. 移動等円滑化の促進に関する取り組み.....	24
5. 行為の届出	26
5-1. 届出制度の概要.....	26
5-2. 届出制度の対象の指定.....	27
6. 情報の収集、整理及び提供	29
6-1. バリアフリーマップの作成・活用.....	29
6-2. 多様な情報提供手段の普及.....	30
7. 移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保	33
7-1. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進.....	33
7-2. 心のバリアフリーの体現促進のための取り組み.....	34
8. 移動等円滑化促進方針の評価	40

あいさつ

市長 鈴木 健一

1. 伊勢市バリアフリーマスタープラン策定にあたって

1-1. 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

このような社会的背景の下、高齢者・障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年（2006年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

また、平成30年（2018年）5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）を定める制度が新たに創設されました。マスタープランにおいては、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリーについて考えを共有し、具体的な事業計画であるバリアフリー基本構想の策定に繋げていくことが求められています。

伊勢市（以下「本市」という。）においても少子高齢化が進行する中、障がい者人口も増加の傾向にあります。また、全国でも有数の観光地であり、多様化する観光ニーズに対応することも大きな課題となっています。このため本市は、平成29年（2017年）2月に、効率的・効果的なバリアフリー化を進めることにより、高齢者・障がい者等の社会参加や、国内外からの来訪者との交流を促進することを目的とした「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。基本構想においては「五十鈴川駅周辺地区」を重点整備地区として位置づけており、令和3年度（2021年度）末現在も各施設管理者によるバリアフリー化事業を推進しているところです。

これらの社会背景や新たな制度の創設、これまでの本市における取り組みを受けて、この度本市は、市全体としてのバリアフリー化の方針を定め、それを広く共有するとともに、市内において特にバリアフリー化が必要である地区において計画的にバリアフリー化を推進することにより、高齢者・障がい者等が容易に移動でき、誰もが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的として、「伊勢市移動等円滑化促進方針（伊勢市バリアフリーマスタープラン）」を策定します。

1-2. マスタープランの位置づけ

伊勢市バリアフリーマスタープランは、本市のバリアフリーに関する全体的な方針を示すものです。そのため、本市の上位計画である伊勢市総合計画や、関連計画である伊勢市都市マスタープラン、伊勢市地域福祉計画、伊勢市観光振興基本計画の他、三重県の条例や関連計画との整合を図ります。

また、平成 28 年度（2016 年度）策定の「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の基本理念や基本方針の考え方を踏まえ、市としての包括的なバリアフリー化の方向性を、地域の特性や今後の事業展開を見据えた上で、定めることとします。

【参考】 伊勢市交通バリアフリー基本構想 [平成 29 年（2017 年）2 月]

重点整備地区	五十鈴川駅周辺地区
基本理念	市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針	<p>重点整備地区におけるバリアフリー化の促進</p> <p>当市において、市民や来訪者による移動頻度が高い施設が集積しており、バリアフリー化の必要性が高いと考えられる地区を重点整備地区として設定し、高齢者や障がい者などあらゆる人が施設の利用や地区内の移動を安全かつ円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを採り入れた整備を進めます。</p>
	<p>当事者視点でのバリアフリー化の促進</p> <p>バリアフリー化を実施する際には、使う人にとって本当に使いやすい施設・道路となるように、福祉団体や高齢者・障がい者団体などの協力を仰ぎつつ、当事者の視点に立った整備を促進するよう努めます。</p>
	<p>心のバリアフリーの促進</p> <p>だれもが過ごしやすいまちをつくるためには、市民一人一人がバリアフリー化の重要性や、高齢者や障がい者、妊産婦など、日常生活において配慮が必要な人々への理解を深め、行動につながる必要があります。こうした「心のバリアフリー」を進めるため、バリアフリーに関する情報の発信や、市民等に対する啓発など、ソフト面での取り組みを進めます。</p>

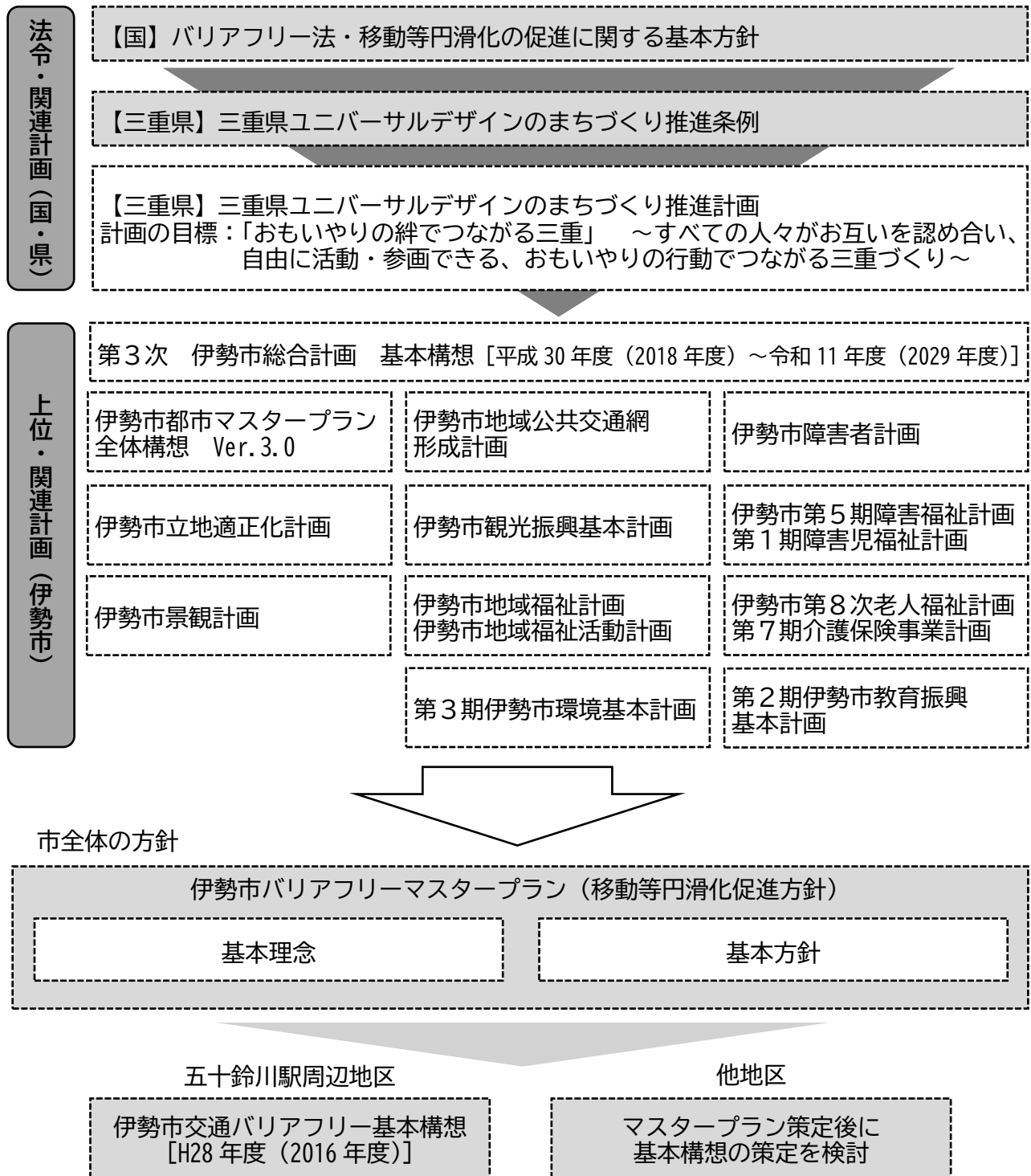


図1 バリアフリーマスタープランの位置付け

1-3. 計画期間

本マスタープランの期間は、令和 17 年度（2035 年度）とし、おおむね 15 年間の計画とします。

バリアフリー法第 24 条の 3 により、おおむね 5 年ごとに促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じてバリアフリーマスタープランを変更するものとされています。

本市の基本的な施策の指針である、第 3 次伊勢市総合計画の計画期間は、中期が令和 4～7 年度（2022～2025 年度）、後期が令和 8～11 年度（2026～2029 年度）となっており、また本市の全体的な都市づくりの方針である伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.3.0 の目標年次は令和 15 年（2033 年）となっています。

また、第 63 回神宮式年遷宮が令和 15 年（2033 年）に予定されており、その前後を含む 3 年間は、特に移動需要が高まることから、本マスタープランにおいては、令和 17 年度（2035 年度）を目標年次とし、総合計画や都市マスタープランの計画期間を踏まえ、おおむね 5 年ごとに評価を実施し、必要があると認めるときは、本マスタープランの見直しを行います。

年度	第 3 次総合計画	都市マスタープラン全体構想	バリアフリーマスタープラン（本計画）	その他	
R2 (2020)	前期基本計画期間		策定	国民体育大会（三重とこわか国体） 全国障がい者スポーツ大会（三重とこわか大会） 東京オリンピック・パラリンピック	
R3 (2021)			5 年間		
R4 (2022)					
R5 (2023)					
R6 (2024)					
R7 (2025)	評価				
R8 (2026)	中期基本計画期間		5 年間	お木曳き行事開始	
R9 (2027)				リニア中央新幹線（東京一名古屋間）開通予定	
R10 (2028)					
R11 (2029)					
R12 (2030)				評価	
R13 (2031)	後期基本計画期間		5 年間	お白石持行事 第 63 回神宮式年遷宮	
R14 (2032)					
R15 (2033)					目標年次
R16 (2034)					
R17 (2035)					目標年次

2. 移動等円滑化促進地区の抽出

2-1. 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区とは生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区のことであり、バリアフリーマスタープランにおいては、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示します。なお、移動等円滑化促進地区において具体的なバリアフリー化整備事業を行う際には、基本構想を策定し、重点整備地区を位置づけることを検討します。



図 2 バリアフリーマスタープランと基本構想のイメージ

資料：国土交通省

表 1 用語の意味

用語	説明
生活関連施設	鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など、相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設
生活関連経路	生活関連施設相互の経路 (それらの間の移動は通常徒歩で行われること)
重点整備地区	移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

2-2. 移動等円滑化促進地区の選定

(1) 基本的な考え方

移動等円滑化促進地区の選定にあたっては、バリアフリー法で定められた移動等円滑化促進地区の各要件と、平成28年度（2016年度）に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区の考え方を踏まえ、下記のような選定基準を設定しました。

選定の考え方として、移動等円滑化促進地区の要件1～3毎に具体的な指標をそれぞれ設定し、指標毎に順位づけ・得点化を行います。

●要件1

生活関連施設（高齢者・障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とされていることから、高齢者・障がい者等がよく利用する地域や生活関連施設の有無で評価を行います。

●要件2

生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路、その他の一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化促進することが特に必要であると認められる地区とされていることから、鉄道駅の平均乗降客数や、鉄道駅と連携して公共交通の利用促進が期待できるバスの利用客数をもとに旅客施設関連の評価を行います。

●要件3

当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区とされていることから、都市マスタープランによる今後のまちづくりでの位置づけや主要な観光施設の入込数から最寄り駅の評価を行います。

各評価結果を踏まえて、要件1～3すべてを満たし、かつ評価の総合点が高い駅を中心とした地区が、本市の中でもバリアフリー化を促進する必要性が高い地区であると判断し、移動等円滑化促進地区として選定します。

表 2 移動等円滑化促進地区の要件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第二条第一項二十号の二）

要件 1	生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
要件 2	生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路、その他の一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化促進することが特に必要であると認められる地区であること
要件 3	当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

表 3 伊勢市の移動等円滑化促進地区選定の考え方

評価指標	考え方
要件 1 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	
(ア) 障がいのある人などが主に利用する駅周辺地域	高齢者・障がい者等が多く利用する地区は、バリアフリー化の必要性が高い
(イ) 生活関連施設	
要件 2 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	
(ウ) 鉄道駅の 1 日あたりの平均乗降客数	駅や駅周辺のバス停などの公共交通機関の利用が多いほど、高齢者・障がい者等が利用する機会が多いと考えられ、バリアフリー化の必要性が高い
(エ) バス停の 1 日あたりの平均乗降客数	
要件 3 バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	
(オ) 都市マスタープランの位置づけ	上位計画と整合したバリアフリー化が重要となる
(カ) 観光客入込数	観光客が多く、市内外から多くの人利用する施設は、高齢者・障がい者等の利用も多く、バリアフリー化の必要性が高い

(2) 選定フロー

下記のフローと選定の考え方にに基づき、移動等円滑化促進地区を選定します。

まず、各評価指標に対して、移動等円滑化促進地区として抽出するための基準値を設定し、その基準値を満たしているかどうかの判断（選別）を行います。それと合わせて、評価指標毎に個別で評価を行い、評価指標の得点を算出します。各要件で基準値を満たし、かつ、各評価指標の総合点が高い上位3駅を、移動等円滑化促進地区として選定します。

なお、伊勢市駅はJR線と近鉄線の2駅がありますが、一つの駅として評価を実施します。また、近鉄線の五十鈴川駅については、平成28年度（2016年度）に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において五十鈴川駅周辺重点整備地区として指定しており、事業着手に至っていることから、五十鈴川駅周辺重点整備地区の区域を移動等円滑化促進地区として位置づけることとします。

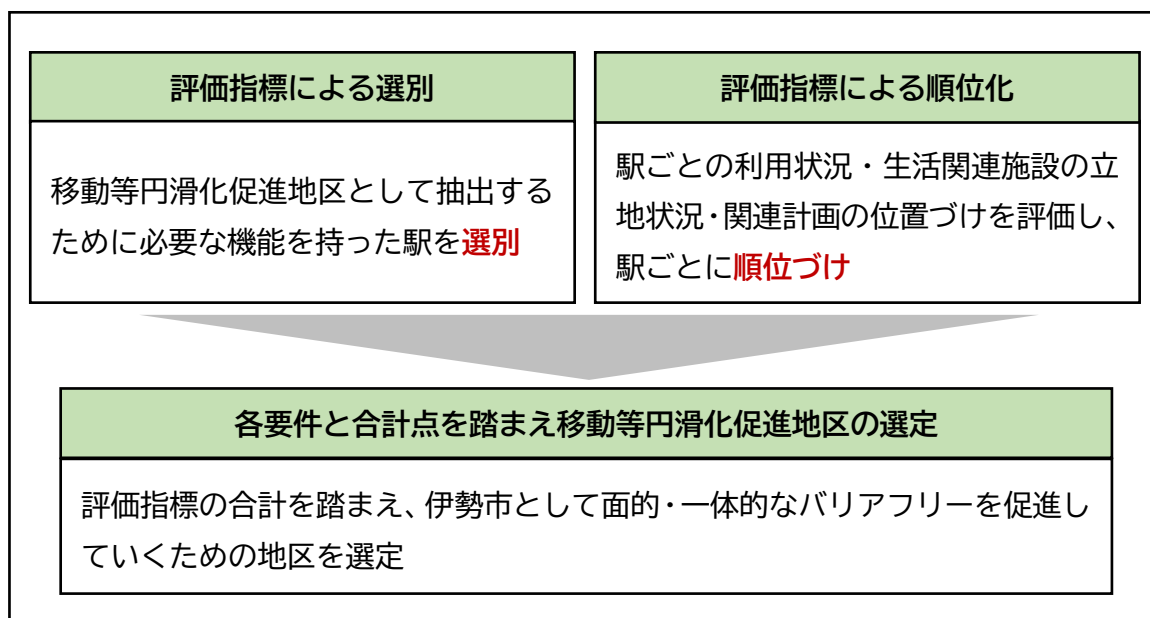


図3 移動等円滑化促進地区の選定フロー

(3) 移動等円滑化促進地区の選定

各評価指標による結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区として抽出するための基準を満たしているかどうかの判断を行います。各要件及び各評価指標による結果は、次ページの表のとおりです。

【要件の評価基準】

○：各要件の評価指標の内、1つでも基準値を満たしている

×：各要件の評価指標の内、1つも基準値を満たしていない

表 4 移動等円滑化促進地区の要件及び評価指標に基づく評価結果

	五十鈴ヶ丘駅 【JR】	宮川駅 【JR】	二見浦駅 【JR】	山田上口駅 【JR】	松下駅 【JR】
要件1	○	○	○	○	○
評価指標（ア）	×	○	×	×	×
評価指標（イ）	○	○	○	○	○
要件2	○	×	○	○	×
評価指標（ウ）	×	×	×	×	×
評価指標（エ）	○	×	○	○	×
要件3	○	○	○	×	○
評価指標（オ）	○	○	○	×	×
評価指標（カ）	×	×	○	×	○

	伊勢市駅 【近鉄・JR】	宇治山田駅 【近鉄】	明野駅 【近鉄】	宮町駅 【近鉄】	小俣駅 【近鉄】	朝熊駅 【近鉄】
要件1	○	○	○	○	○	×
評価指標（ア）	○	○	○	○	○	×
評価指標（イ）	○	○	○	○	○	×
要件2	○	○	○	○	×	×
評価指標（ウ）	○	○	○	×	×	×
評価指標（エ）	○	○	×	○	×	×
要件3	○	○	×	×	○	×
評価指標（オ）	○	○	×	×	○	×
評価指標（カ）	○	○	×	×	×	×

移動等円滑化促進地区の要件及び評価指標に基づいて評価を行った結果、各要件で評価基準を満たしており、かつ総合順位の高い「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」「二見浦駅地区」を、本市の中でも優先的にバリアフリー化を進めていく地区である移動等円滑化促進地区として選定します。

なお、伊勢市駅と宇治山田駅は、本市都市マスタープランにおいて一体的な中心市街地として位置づけていることから、個別に地区の設定を行わず、両駅を合わせた面的なエリアを一つの地区として設定します。

3. 基本的な方針

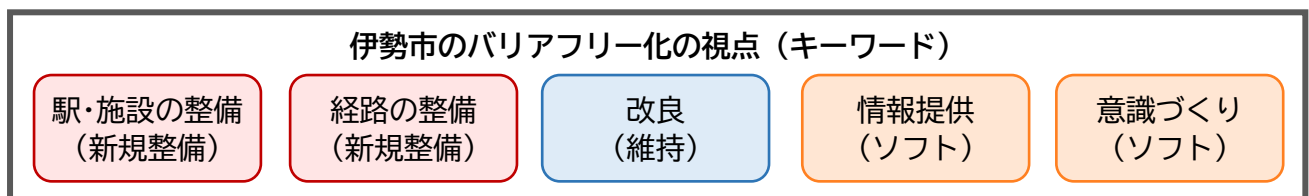
3-1. 伊勢市のバリアフリーに関する問題点

(1) 問題点の抽出

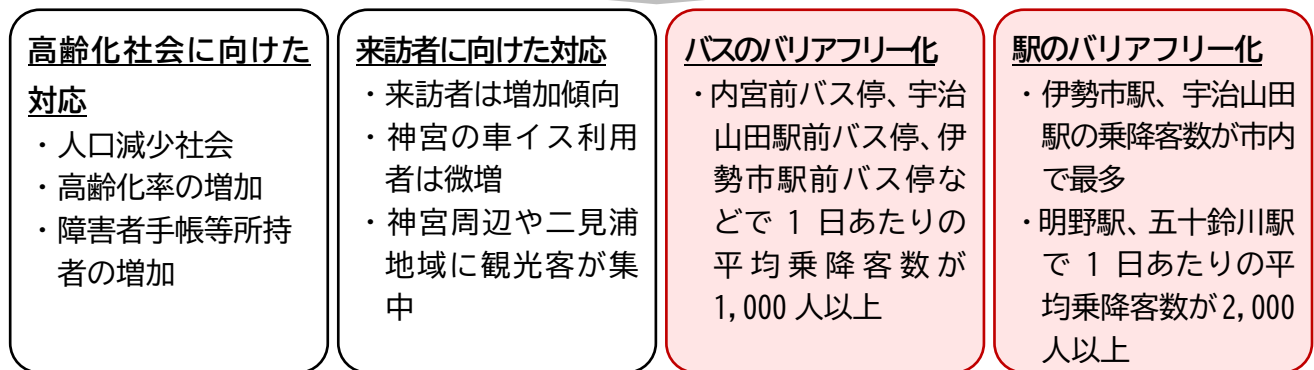
本市のバリアフリーに関する現況を各種の調査で把握し、下記に示すような問題点を抽出しました。

「現況整理」で市全体の動向や実態を把握するとともに、「住民アンケート」と「関係団体ヒアリング」を実施し、移動にバリアを抱えている方などの意見を把握しました。また、それらの結果を踏まえて、移動等円滑化促進地区として選定した「伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区」と「二見浦駅周辺地区」において、まち歩き（現地確認）を実施することで、実際の移動を想定した場合の問題点や改良の必要性を把握しました。

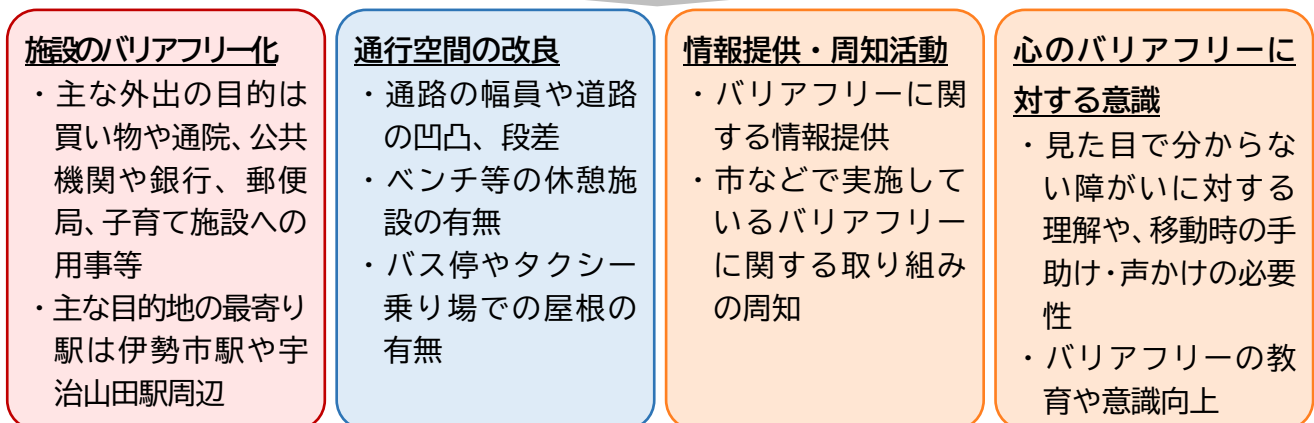
また、把握した問題点等を次の5つの視点（キーワード）で整理しました。



現況整理 ⇒ 【伊勢市全体の動向や問題点】



市民アンケート ⇒ 【利用者・市民視点からの問題点】



事業者・関係団体ヒアリング ⇒ 【事業者・利用者視点からの問題点】

**車両や設備などの
バリアフリー化**

- ・一部の駅やバス車両はバリアフリー未対応
- ・ほとんどのタクシー車両はバリアフリー未対応
- ・整備費用や維持更新に関する費用の高騰

既存設備の改良

- ・以前に整備した箇所の補修や現行の法令基準への引き上げ改修の必要性

**旅客施設や道路などの
バリアフリー化**

- ・ホームと列車の間や駐車場からの経路
- ・エレベーターやエスカレーターの有無
- ・道路上の段差や凸凹、誘導用ブロックの有無

当事者視点に合わせた改良

- ・誘導用ブロックでの誘導案内
- ・道路の勾配や傾斜の改修、舗装の老朽化
- ・障がいの種類に合わせた施設整備

提供する情報の充実

- ・分かりやすい情報提供の充実
- ・旅先での予定変更にも対応できるような多種多様な情報提供

情報提供手段の確保

- ・列車や駅構内、バス乗車中の情報提供
- ・コミュニケーション手段の確保
- ・緊急時の情報の入手方法

**住民マナーの改善や
向上**

- ・歩道上の路上駐車、施設利用のマナー
- ・気軽に相談できる環境
- ・障がいに対する理解

まち歩き（現地点検） ⇒ 【利用者を想定した場合の問題点】

**旅客施設や道路等の
バリアフリー化**

- ・旅客施設のバリアフリー未対応
- ・誘導用ブロックの整備や道路の凹凸、段差、エスコートゾーンの有無

当事者視点に合わせた改良

- ・舗装や誘導用ブロックの劣化
- ・道路の傾斜や勾配
- ・歩行空間の明確化

**移動情報・観光情報の
提供**

- ・バス停の位置や二次交通の情報提供
- ・観光地までの経路情報
- ・バリアフリー対応に関する事前情報

住民マナーの改善

- ・歩道上の路上駐車
- ・歩道上の店舗看板
- ・民家の車庫入口にある鉄板のスロープ

(2) バリアフリーに関する課題の整理

整理した問題点を踏まえて、それぞれ「新規整備」「維持」「ソフト」の視点から、次の3点にまとめました。

課題1 ネットワークとして機能するバリアフリー経路の整備

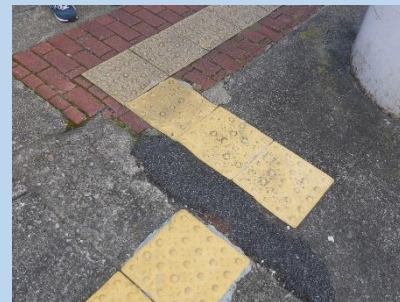
市内でも依然として施設の間を繋ぐ経路でバリアフリーに対応していない箇所があります。公共施設や駅舎など各拠点のバリアフリー化に加え、拠点同士を結ぶ経路などについてもバリアフリー化を行い、旅客施設や公共施設などを拠点とし、高齢者・障がい者等、誰もが行きたい場所へ安心して快適に移動できるバリアフリー空間の整備を進めて行く必要があります。



写真：歩道の段差

課題2 継続的なバリアフリー整備と改良促進

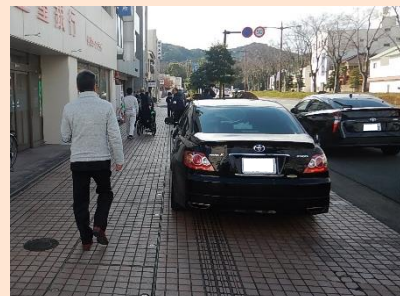
バリアフリーの整備基準を満たしているような箇所でも高齢者・障がい者等にとって使いにくい場所や、経年劣化によって使いにくくなっている箇所があります。既にバリアフリー化を行った箇所でも、定期的な見直しを図るとともに、関係団体や当事者と協力し、実際の利用者の声を聞きながら市内の移動等におけるバリアを改善・改良していくことが重要です。



写真：凹凸のある視覚障害者誘導用ブロック

課題3 移動を支える分かりやすい情報提供と住民マナーの向上

伊勢市は観光客の多い地域であるため、駅を拠点とした分かりやすい乗り継ぎ手段や交通手段の提示等の情報提供を行うとともに、行政やNPOで実施している多様なサポート事業の周知を行うなど、誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを促進する必要があります。また、自らの行動が高齢者・障がい者等の移動のバリアとならないように、住民マナーの意識向上など心のバリアフリーを広めていく必要があります。



写真：歩行者スペースにおける駐車車両

3-2. 基本理念と基本方針

「バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえて、下記のように基本理念と基本方針を設定します。なお、基本理念は、平成 28 年度に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の基本理念を踏襲し、市全体として一つの理念のもと、地域特性に合わせたバリアフリー化を展開していきます。

基本理念	市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり
基本方針 1	<p>■快適に移動できる、連続したバリアフリー空間の整備</p> <p>誰もが快適に移動するため、駅や公共施設などの拠点だけでなく、拠点同士を繋ぐ経路についても、国・県・市・事業者が連携を図りつつバリアフリー化を推進し、各拠点を中心にバリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、高齢者・障がい者等だけでなく来訪者も含めて、誰もが安全に安心して移動できるまちの整備を進めます。</p>
基本方針 2	<p>■利用者の安心を考えた、継続的なバリアフリー化の推進</p> <p>バリアフリー整備済みの箇所でも、経年劣化による損傷や利用者にとって使いにくい箇所があるため、生活関連経路の指定や道路補修などに合わせた定期的な修繕・改良を図るとともに、関係団体や当事者などと協力し、既存施設のバリアフリー化を進めます。</p>
基本方針 3	<p>■共助のまちづくりへ向けた、分かりやすい情報の充実と住民意識の醸成</p> <p>市民と来訪者が安心・快適に過ごせるまちづくりを進めるため、観光や交通情報、行政や支援団体などの取り組みに関する分かりやすい情報提供を行うとともに、ハード整備でカバーできない部分を市民自らが助け合い、補完する「心のバリアフリー」についても、教育活動や意識醸成、住民マナー向上などソフト面での取り組みを進めます。</p>

4. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路

4-1. 移動等円滑化促進地区の区域及び生活関連施設・生活関連経路に関する考え方

(1) 移動等円滑化促進地区の区域に関する考え方

本市における移動等円滑化促進地区の区域は、以下に示す考え方によって設定します。

【考え方 その1】

高齢者・障がい者等が日常生活を送る上で利用する生活関連施設（駅などの交通結節拠点や主要なバス停、市役所などの公共施設、福祉施設など）だけでなく、来訪者が観光で訪れた際に利用する生活関連施設（観光施設やホテルなど）を一定数含み、かつそれらの施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲を、本市の移動等円滑化促進地区とします。

【考え方 その2】

交通結節拠点である鉄道駅のうち、本市の玄関口である伊勢市駅や宇治山田駅とその周辺や、観光資源の豊富な二見浦地区における交通結節拠点である二見浦駅とその周辺について、各施設間においてバリアフリー化された経路を確保することが特に必要であると認められる範囲を、本市の移動等円滑化促進地区とします。

【考え方 その3】

当該地区の通常徒歩で移動する範囲内において、生活関連施設となりうる施設の集積状況を踏まえ、かつ関連計画との整合を図り、移動等円滑化促進地区を設定します。

表 5 移動等円滑化促進地区の要件<抜粋>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第二条第一項第二十の二）

【1】生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

【2】生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路）を構成する一般交通施設（道路、駅前広場、通路、その他の一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

【3】バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

(2) 生活関連施設と生活関連経路の考え方

本市における生活関連施設と生活関連経路について、平成 28 年度（2016 年度）に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」の生活関連施設の考え方や、本マスタープランにおける住民アンケート及び事業者・関係団体ヒアリングの結果、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）を踏まえ、次ページのように設定します。

表 6 生活関連施設と生活経路の基本的な考え方
移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン<抜粋>
(国土交通省)

生活関連施設の考え方
<p>●常に多数の人が利用する施設を選定する</p> <p>旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設としての優先度は高くなります。これらについて、施設利用者数や入場者数を考慮し、生活関連施設として設定します。また、国・都道府県・市町村が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置付けることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。</p>
<p>●高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する</p> <p>老人ホーム・障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・（障害者）地域活動支援センター等高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。</p>
生活関連経路の考え方
<p>●より多くの人が利用する経路を選定する</p> <p>生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。</p>
<p>●生活関連施設相互のネットワークを確保する</p> <p>（上記以外で生活パターンに即したネットワークを選定する）生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。</p>
<p>●隣接自治体との連続性を確保する</p> <p>生活関連施設が隣接する自治体にある場合には、生活関連経路の連続性を担保しておくことが重要です。隣接自治体と密な協議により連続性のある生活関連経路の設定が望ましいと考えられます。</p>

表 7 本マスタープランにおける生活関連施設及び生活関連経路の考え方

生活関連施設	
旅客施設	伊勢市の移動等円滑化促進地区選定の考え方に基づき抽出された地区を形成する中心的な鉄道駅
官公庁	市関連施設（市役所等）、県事務所、税務署、法務局、裁判所、警察署など
金融機関等	銀行、郵便局など
商業施設	娯楽施設（劇場、観覧場、映画館、演芸場など）、展示施設、物品販売施設、飲食施設、サービス施設、宿泊施設（ホテル・旅館など）などで、用途面積が 2,000 m ² 以上のもの
子育て支援施設	保育所、認定こども園など
教育文化施設等	スポーツ施設（体育館、プールなどで、一般開放されているもの）、美術館、博物館、図書館など
社会福祉施設	老人福祉センター、身体障害者福祉センターなど、公共施設であるもの
観光施設	市内の観光施設の中でも市内・市外から多くの利用者が見込まれる施設（観光統計記載の施設）
都市公園	都市公園のうち、街区公園を除くもの（地区住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園）
路外駐車場	バリアフリー法に基づく特定路外駐車場（500 m ² 以上かつ料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物・公園施設・建築物・建築物に付随しているものを除く）。

生活関連経路	
伊勢市・宇治山田駅周辺地区	旅客施設（伊勢市駅・宇治山田駅）や官公庁（伊勢市役所）を核とする多極的なネットワークにより、日常生活から観光まで、多様な交通動線に対応した生活関連経路を設定
二見浦駅周辺地区	二見浦駅～二見浦表参道バス停～二見浦公園までの主要な観光ルートと周辺の公共施設をカバーする支線（フィーダー）型生活関連経路を設定

4-2. 移動等円滑化促進地区の設定

本市における移動等円滑化促進地区の区域に関する考え方を踏まえて、P9 で選定した伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区と二見浦駅周辺地区、さらに平成 28 年度(2016 年度)に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において重点整備地区として指定した五十鈴川駅周辺地区の計 3 地区において、それぞれ移動等円滑化促進地区の区域及びそれに付随する生活関連施設・生活関連経路を設定します。

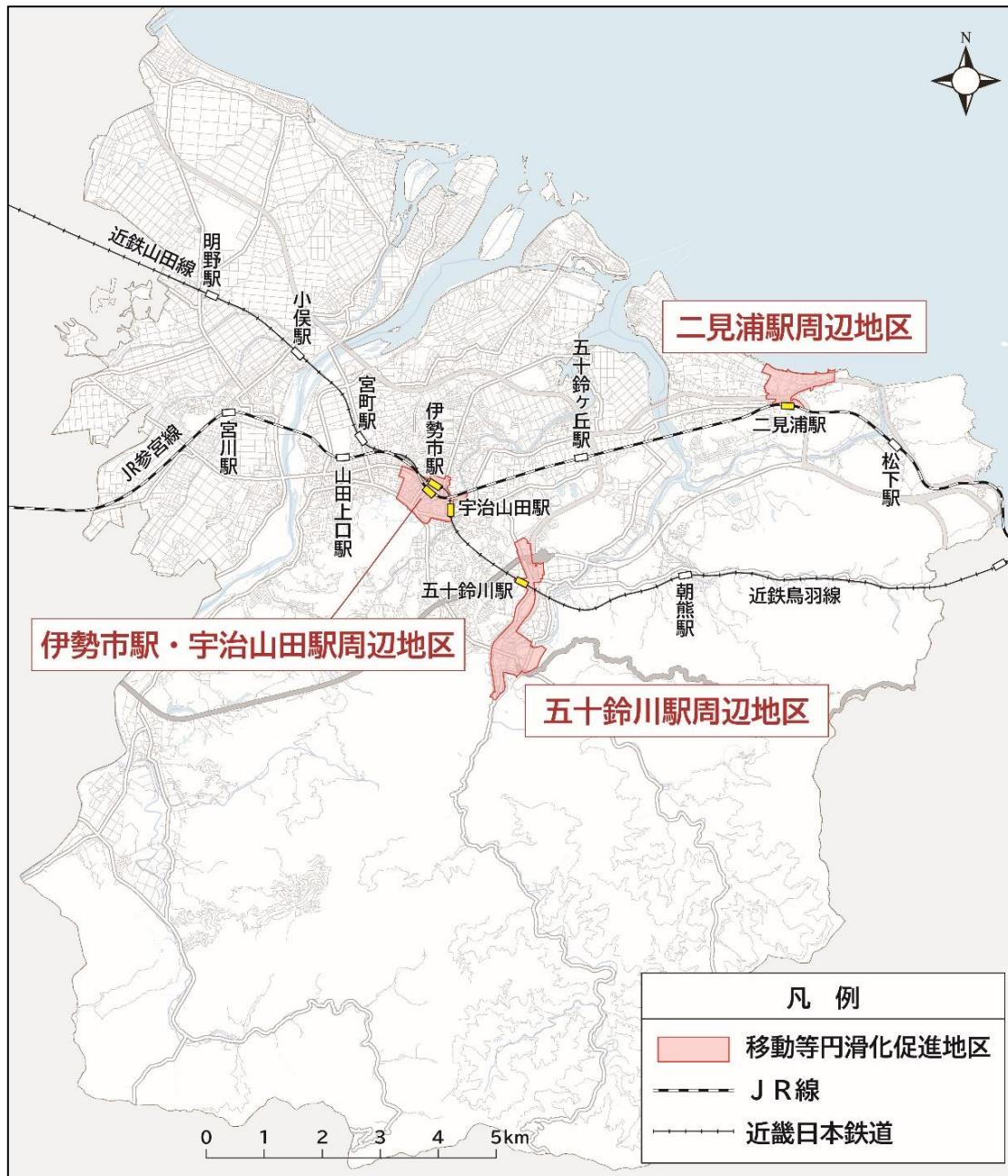


図 4 本市の移動等円滑化促進地区

(1) 伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は、本市の交通結節拠点であり中心市街地でもあることから、多数の公共・公益施設が立地していると同時に、社会福祉法人等が運営する小規模な社会福祉施設等や、生活に密接した商業施設が立地している地区です。また、伊勢市駅周辺には複数のホテルなども立地しており、神宮（外宮）にも近く、来訪者が多数訪れる地区となっています。

このため当該地区については、市民の生活動線とともに来訪者の観光動線も考慮して、移動等円滑化促進地区を設定します。駅から離れた位置には大規模商業施設（ミタス伊勢）や大型病院（伊勢赤十字病院）が立地していますが、駅からの移動は公共交通（バス）の利用が中心であると考えられることから、移動等円滑化促進地区としては、徒歩での移動が中心となる範囲を設定します。

また、当該地区では、多様な交通動線、多様な移動目的が考えられることから、それぞれの拠点（施設）をバリアフリー化された経路で繋ぎ合わせた「多極型ネットワーク構造」によるバリアフリー化を促進していくこととします。

表 8 生活関連経路一覧

分類	路線名
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線
主要地方道	鳥羽松阪線
主要地方道	伊勢磯部線
主要地方道	伊勢南島線
市道	北口線
市道	岡本吹上線
市道	岡本岩淵3号線
市道	外宮参道線
市道	本町宮川堤線
市道	世木社文庫線
市道	宮後1丁目1号線
市道	藤社御園線
市道	吹上2丁目6号線
市道	吹上2丁目7号線
市道	岩淵吹上4号線
市道	神路線

表 9 生活関連施設一覧

種類	施設名
旅客施設	伊勢市駅
	宇治山田駅
官公庁	伊勢市役所
	津地方裁判所伊勢支部
	津地方法務局伊勢支局
	伊勢税務署
	伊勢法務合同庁舎
金融機関等	第三銀行伊勢支店
	みずほ銀行伊勢支店
	百五銀行伊勢支店
	日本政策金融公庫伊勢支店
	三菱UFJ銀行伊勢支店
	三重銀行伊勢中央支店
	桑名三重信用金庫伊勢支店
	東海労働金庫伊勢支店
	伊勢外宮前郵便局
	商業施設
伊勢シティホテルアネックス	
伊勢パールピアホテル	
伊勢シティホテル	
コンフォートホテル伊勢	
三交イン伊勢市駅前	
子育て支援施設	マリアこども園
	明倫保育所
教育文化施設	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢 (伊勢市観光文化会館)
	伊勢市民活動センター
	伊勢シティプラザ
観光施設	月夜見宮
	外宮前観光案内所
路外駐車場	伊勢敬駅前駐車場
	伊勢有料駐車場

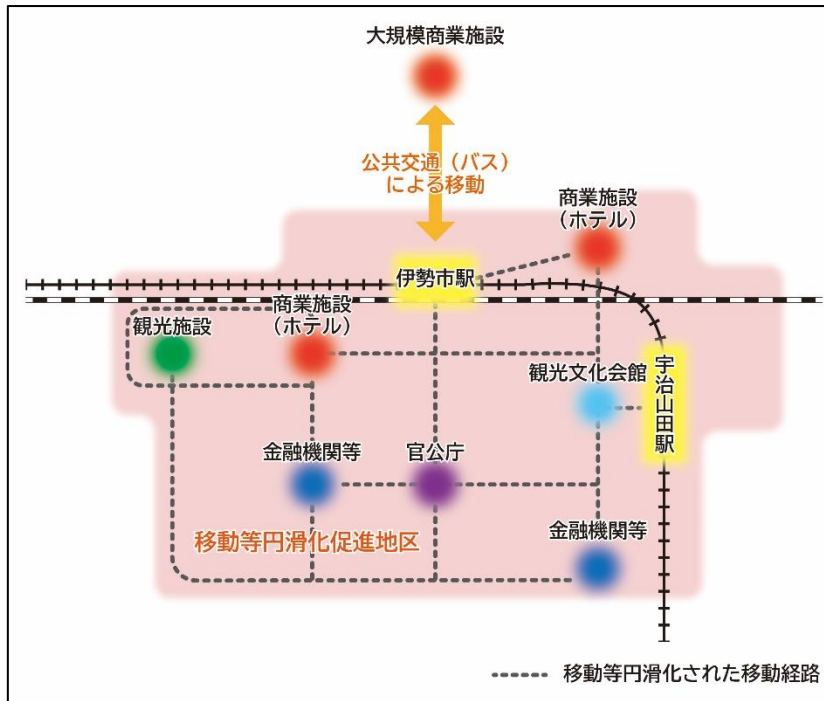


図 5 移動等円滑化促進地区における将来イメージ(伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区)

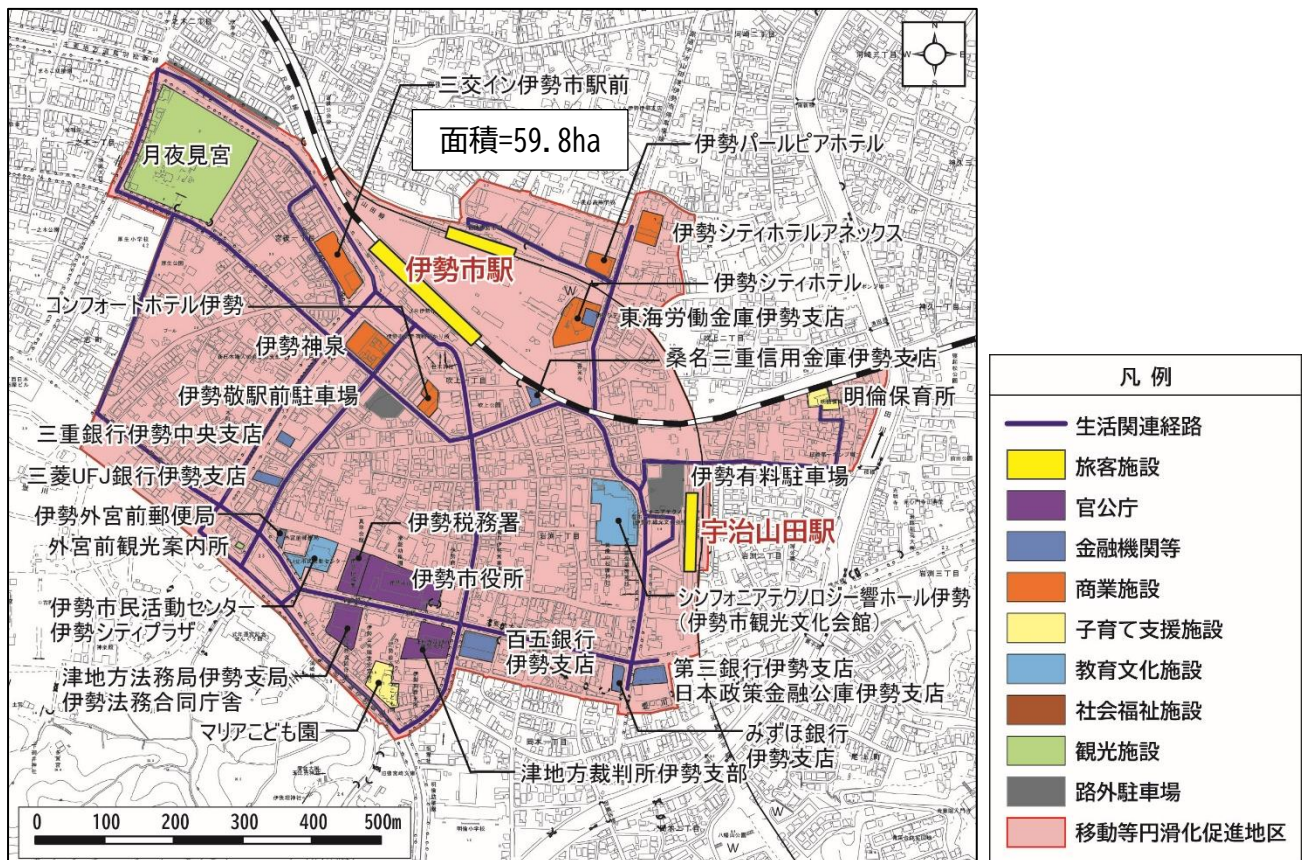


図 6 移動等円滑化促進地区(伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区)

(2) 二見浦駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定

二見浦駅周辺地区は、伊勢市都市マスタープランにおいて観光交流拠点に位置付けられています。また、伊勢志摩国立公園や名勝二見浦にも指定されていることから、施設整備や改修にあたっては配慮が必要な地域です。駅周辺には公民館や支所、社会福祉法人等が運営する福祉施設が立地しており、地域住民にとっても生活の拠点となりうる場所であることから、今後バリアフリー化を促進することにより、日常生活における移動円滑性の確保や、二見浦駅と観光施設間の周遊性の向上に考慮し、移動等円滑化促進地区を設定します。

二見浦駅から賓日館及び二見興玉神社に隣接する二見浦公園までの経路を主軸とし、沿線の二見総合支所や老人福祉センター、二見体育館などを繋ぎ合わせた「支線型ネットワーク構造」により、バリアフリー化を促進していくこととします。

表 10 生活関連経路一覧

分類	路線名
国道	国道 42 号
市道	茶屋 1 号線
市道	茶屋 2 号線
市道	茶屋 4 号線
市道	茶屋 8 号線
市道	茶屋 12 号線
市道	茶屋 17 号線
市道	茶屋 25 号線
市道	荘 5 号線
市道	荘 25 号線

表 11 生活関連施設一覧

種類	施設名
旅客施設	二見浦駅
官公庁	伊勢市二見総合支所
金融機関等	二見郵便局
	百五銀行二見浦支店
商業施設	ホテルキャッスルイン伊勢夫婦岩
子育て支援施設	二見浦保育園
教育文化施設	二見生涯学習センター
	二見公民館
	二見体育館
	二見グラウンド
社会福祉施設	二見老人福祉センター
観光施設	賓日館
	二見浦海水浴場
都市公園	二見浦公園
	伊勢二見スポーツ公園
その他駐車場※	二見総合駐車場
	音無山駐車場

※路外駐車場ではありませんが、路外駐車場と同様の基準を適用してバリアフリー化を進めることとし、生活関連施設として位置付けます。

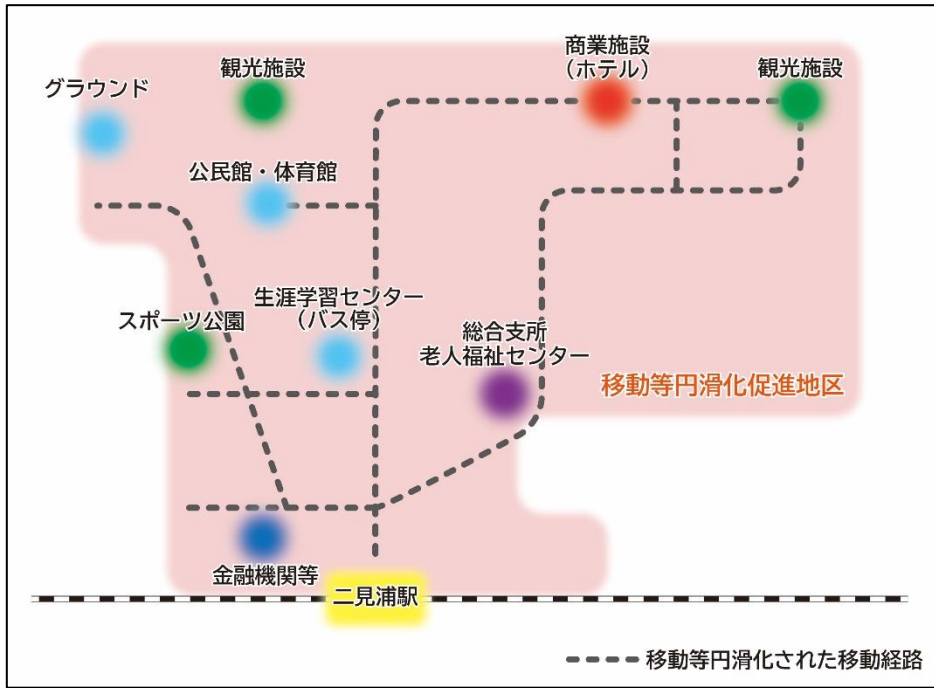
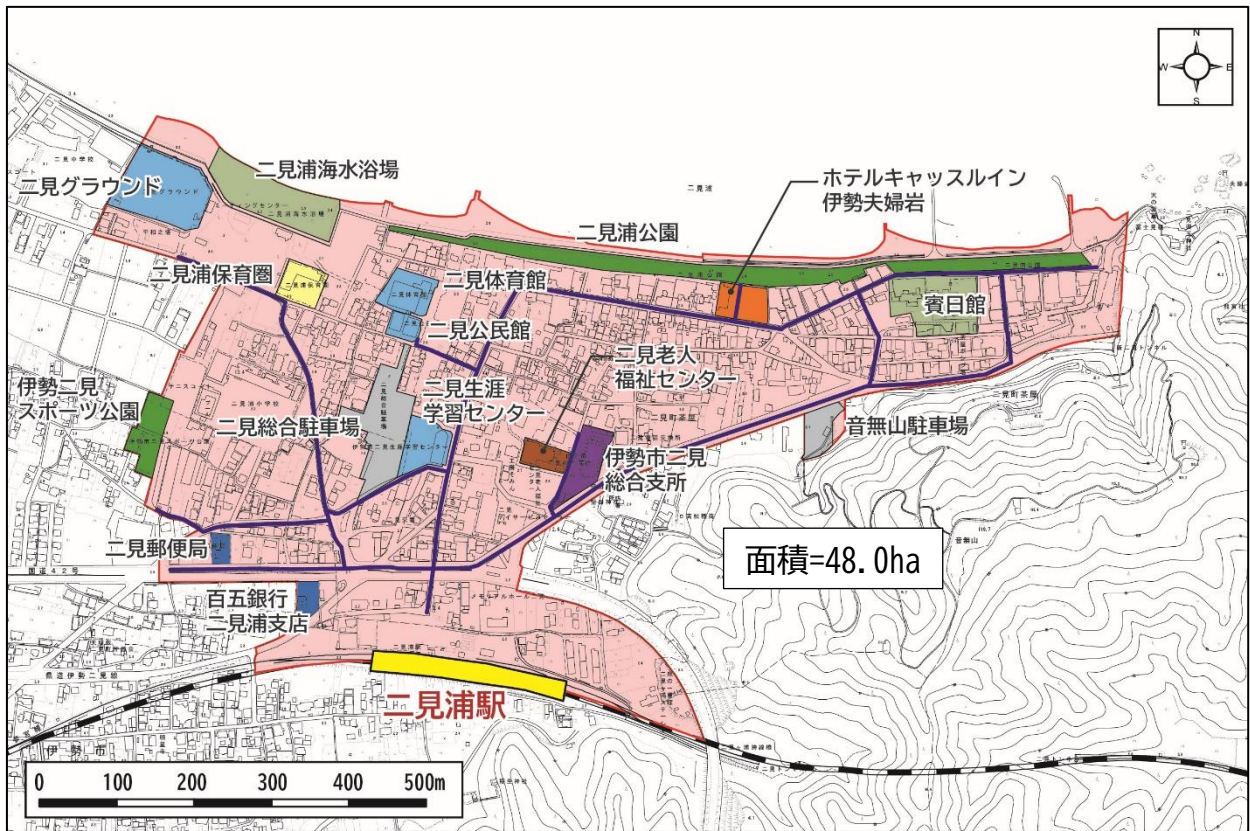


図 7 移動等円滑化促進地区における将来イメージ(二見浦駅周辺地区)



凡例		
生活関連経路	商業施設	観光施設
旅客施設	子育て支援施設	都市公園
官公庁	教育文化施設	その他駐車場
金融機関等	社会福祉施設	移動等円滑化促進地区

図 8 移動等円滑化促進地区(二見浦駅周辺地区)

(3) 五十鈴川駅周辺地区における移動等円滑化促進地区の設定

五十鈴川駅周辺は、神宮（内宮）に近く、来訪者が多数訪れる地区であり、また、市立伊勢総合病院や三重交通 G スポーツの杜伊勢（県営総合競技場）、大規模店舗など、多くの高齢者・障がい者等が利用する施設が立地しています。このため、市内における重点的・一体的なバリアフリー化の効果が高い地区として、平成 28 年度（2016 年度）に策定した「伊勢市交通バリアフリー基本構想」において五十鈴川駅周辺重点整備地区として指定しており、各施設設置管理者等によるバリアフリー化事業が進められています。このことから、本マスタープランと基本構想との整合を図るため、五十鈴川駅周辺重点整備地区の区域を移動等円滑化促進地区として位置づけます。

表 12 生活関連経路一覧

分類	路線名
国道	国道 23 号
県道	伊勢南勢線
県道	鳥羽松坂線
県道	伊勢磯部線
市道	館町通線
市道	古市鹿海線
市道	楠部 22 号線
市道	滝倉川線
市道	宇治新橋線
市道	宇治浦田 1 丁目 1 号線
市道	宇治浦田 1 丁目 2 号線
市道	宇治浦田 1 丁目 3 号線
市道	宇治浦田 1 丁目 23-16 号線
市道	宇治浦田 1 丁目 23-17 号線
市道	中村 12 号線
その他	五十鈴川駅前広場
その他	園路（五十鈴公園内）

表 13 生活関連施設一覧

種類	施設名
旅客施設	五十鈴川駅
医療	市立伊勢総合病院
商業施設	イオン伊勢店
都市公園	五十鈴公園
	（三重交通 G スポーツの杜伊勢（県営総合競技場））
路外駐車場	内宮 A 駐車場
	内宮 B 駐車場

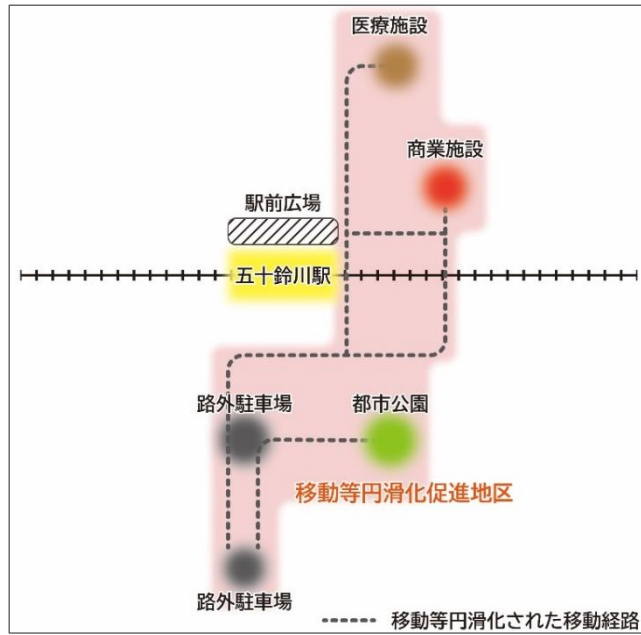


図 9 移動等円滑化促進地区における将来イメージ(五十鈴川駅周辺地区)

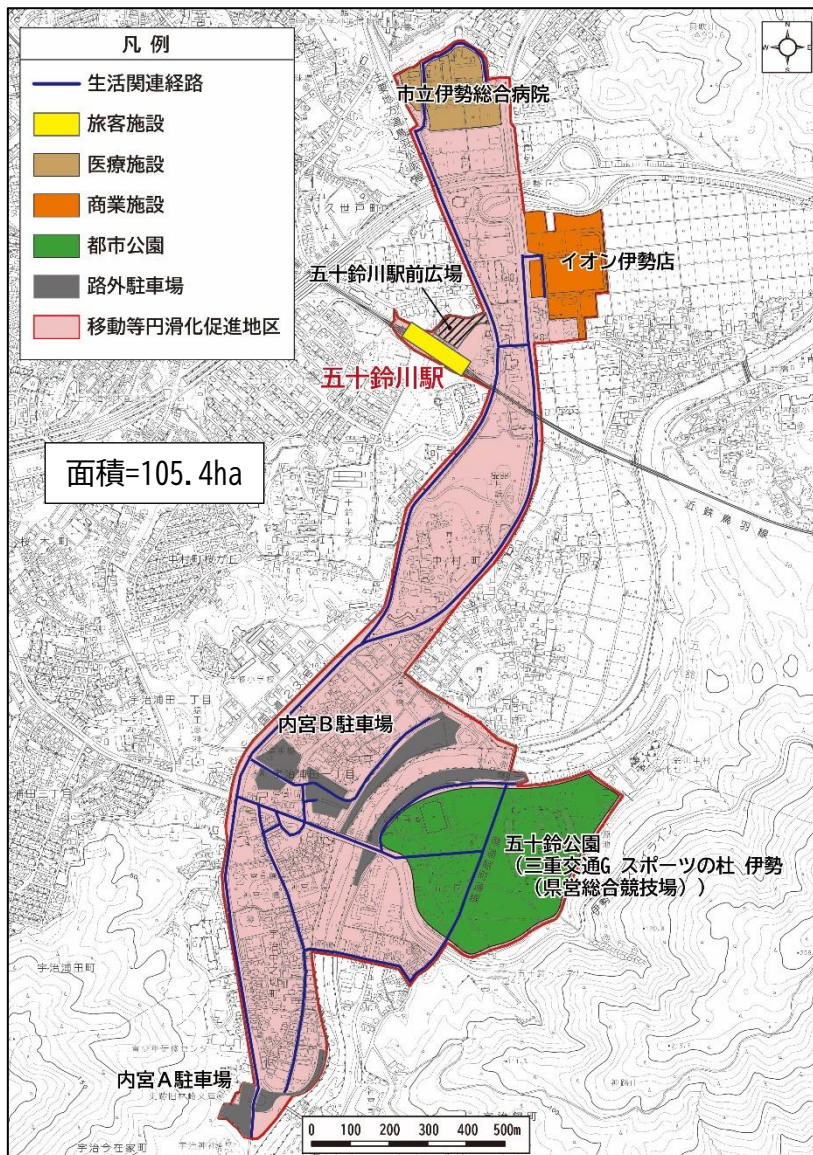


図 10 移動等円滑化促進地区(五十鈴川駅周辺地区)

4-3. 移動等円滑化の促進に関する取り組み

バリアフリー整備ガイドライン（国土交通省）や三重県ユニバーサルデザイン条例、「関係団体ヒアリング」「住民アンケート」「まち歩き（現地確認）」などの結果や、実際の利用者意見等を踏まえた形で、各地区における移動等円滑化の促進に向けた取り組みを下記のように設定します。

取り組み項目
道路 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす利用者や視覚障がい者の利用を考慮した歩道の段差、勾配、凹凸の解消（マンホール、グレーチングなどの工作物については、バリアフリーに配慮した施工の実施） ➤ 視覚障害者誘導用ブロックなどの設置 ➤ エスコートゾーンや歩行者用信号機音響装置の整備・点検 ➤ 歩道のない区間における安全な歩行空間の確保 ➤ 車いす利用者と視覚障がい者の双方を考慮した視覚障害者誘導用ブロックの設置
建築物 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の出入口の段差・勾配の解消 ➤ 車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保 ➤ 車いす利用者や視覚障がい者の利用を考慮した扉や建具の整備 ➤ 多機能トイレの整備
駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がい者専用スペースの確保と出入口までの動線の確保 ➤ 雨天時などでも濡れずに利用できるような経路の確保 ➤ 駐車場出入口と歩道の勾配の解消 ➤ 一般利用者へのマナー周知（健常者の障がい者専用スペース利用の自粛など）
公共交通 <ul style="list-style-type: none"> ➤ トイレやエレベーター、乗車位置などの分かりやすい案内表示 ➤ 障がいの特性を踏まえた見やすい料金表や券売機の整備 ➤ 自動ドアやエレベーターなど駅構内の経路の確保 ➤ 多機能トイレや内方線などのバリアフリー設備の整備 ➤ 緊急ボタンなど緊急時の連絡手段、コミュニケーション手段の確保 ➤ バス停における目的地やダイヤなどの分かりやすい情報提供 ➤ バス停の上屋やベンチなど待機空間の整備 ➤ バス車両のバリアフリー化、乗り口と道路の段差解消

取り組み項目

案内、情報提供

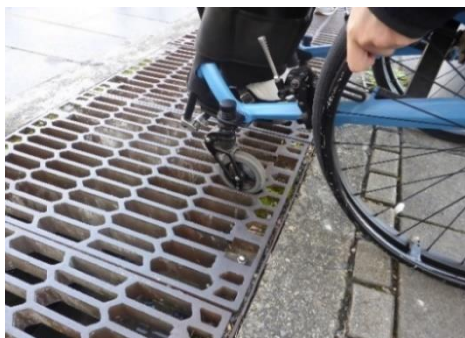
- 一方通行区間や自転車走行禁止エリアなど交通規制の分かりやすい標示
- バス停位置など分かりやすい情報提供
- 駅などの交通結節点における観光案内の拡充
- 観光地などにおけるバリアフリー情報の事前発信
- 障がいの特性を踏まえた見やすく、分かりやすい経路案内の整備

その他

- 不法占有（駐車・看板・自転車）などの解消のための住民マナーの向上
- 心のバリアフリーに関する意識醸成

※「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備マニュアル」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等を基準に取り組む

まち歩きにより確認した現地の状況



写真：グレーチングの溝



写真：券売機の蹴込み



写真：歩行者スペースにおける駐車車両



写真：高齢者体験



写真：駐車場から観光地に向かう砂利道

5. 行為の届出

5-1. 届出制度の概要

公共交通事業者または道路管理者は、旅客施設の建設または道路の新設等であって、移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれがある場合は、市町村に事前に届けなければならないとバリアフリー法に規定されており、マスタープランにおいて旅客施設や道路のどの部分について届出をしなければならないかを明確に記載する必要があります。

表 14 行為の届出等について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律<抜粋> (第二十四条の六)

移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

【効果・目的】

移動等円滑化促進地区の区域内で、旅客施設と道路の境目などにおいて、バリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として高齢者・障がい者等が利用できない状態となるおそれがあるため、旅客施設と道路の境目等において改修等する場合、事業者が事前に市に届出を行うことで、市が改修内容の事前確認や必要に応じて改修内容の変更等の要請を行うことができ、施設間の連携が期待できる。

5-2. 届出制度の対象の指定

本マスタープランにおいて生活関連施設として位置付ける旅客施設について、バリアフリー法に基づく届出制度の対象範囲を設定します。なお、以下に示しているのは、道路と旅客施設の境界を表す模式図であることから、事業実施の際には、各駅において道路管理者と施設管理者が締結している協定による管理区分等を踏まえ、両者による協議のうえで、届出の対象とすべき範囲を確定するものとします。

(1) 伊勢市・宇治山田駅周辺地区における届出制度の対象範囲

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

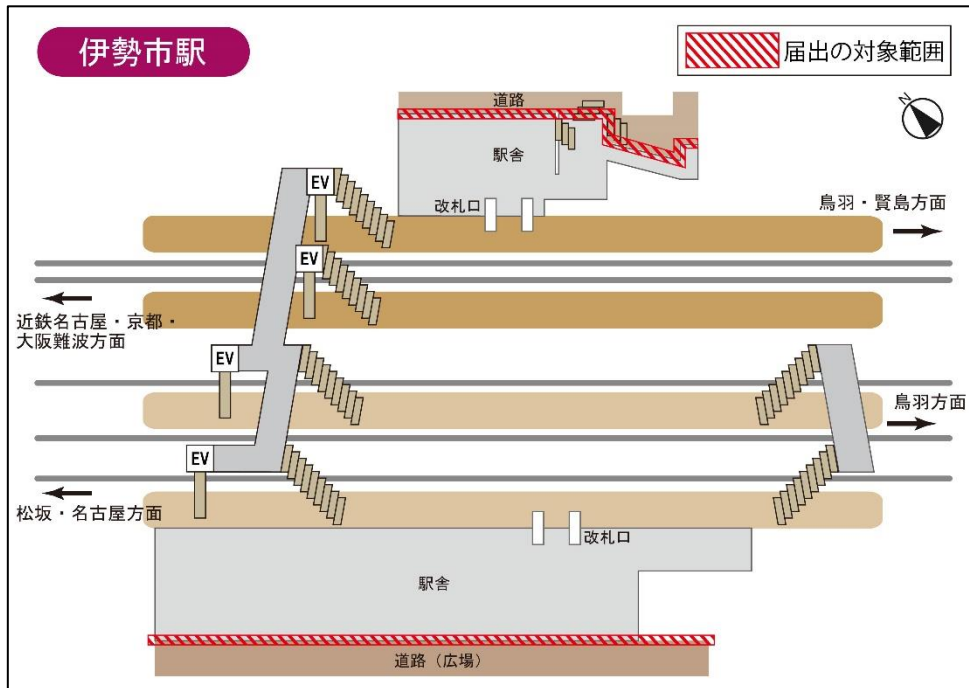


図 11 伊勢市駅における届出制度の対象範囲

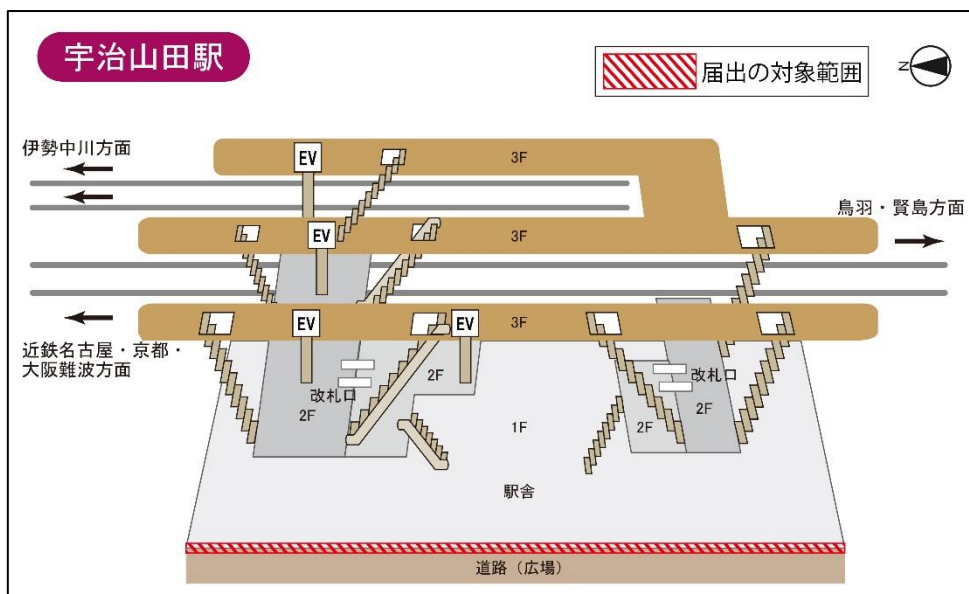


図 12 宇治山田駅における届出制度の対象範囲

(2) 二見浦周辺地区における届出制度の対象範囲

二見浦駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

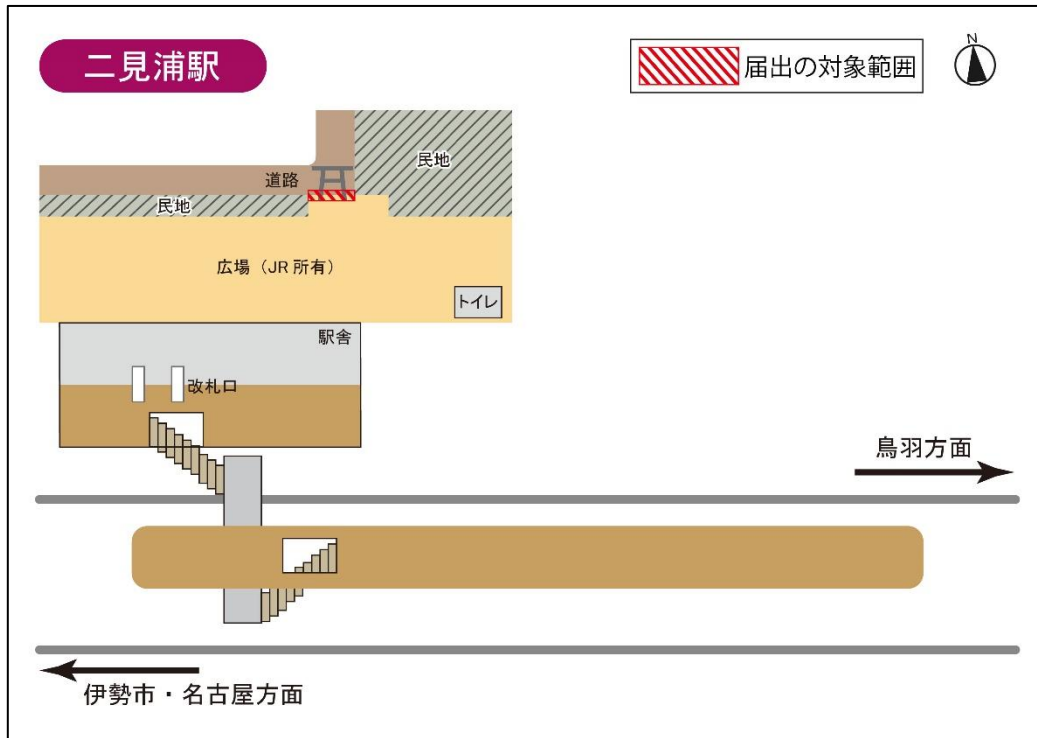


図 13 二見浦駅における届出制度の対象範囲

(3) 五十鈴川駅周辺地区における届出制度の対象範囲

五十鈴川駅周辺地区において届出制度の対象とする範囲は、以下のとおりです。

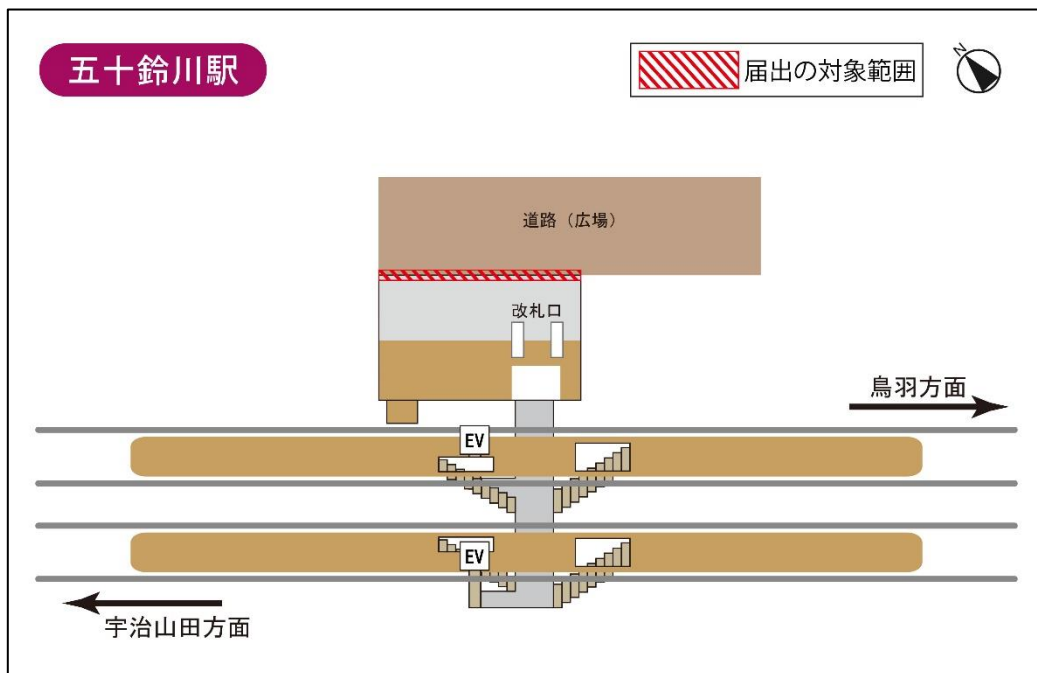


図 14 五十鈴川駅における届出制度の対象範囲

6. 情報の収集、整理及び提供

6-1. バリアフリーマップの作成・活用

高齢者・障がい者等が利用可能な施設を選択できるようにするためには、これらの施設が所在する場所を示したバリアフリーマップ等を作成することが効果的であることから、市は積極的に施設等のバリアフリー情報を収集の上、これを作成し、提供することが重要であるとされています。

本市では、高齢者・障がい者等、様々な方々に観光を満喫してもらうため、観光バリアフリー情報を発信しています。これらの情報更新や新たなバリアフリーマップの作成に向けて検討を進め、作成の際には、必要に応じて、各施設の設置管理者等に対してバリアフリー設備の有無等の情報提供を求めています。

施設設置管理者等に提供を求める情報	
施設の情報	バリアフリー経路・出入口の状況・トイレ（多目的トイレ・オストメイト・大型ベッド等の有無）等
経路の情報	誘導用ブロックの設置状況・音響式信号機の位置・急勾配や幅員が狭い等の危険箇所の明示 等
その他	店舗等のバリアフリー配慮の好事例 等

【事例1】伊勢バリアフリー・マイマップ（伊勢バリアフリー観光情報 HP）

「外宮参道」、「内宮前 おはらい町・おかげ横丁」周辺の観光バリアフリーマップを作成し、店舗や施設の車いす対応トイレや入口の段差の有無などを紹介しています。ホームページでは、バリアフリー項目の検索機能で、必要な情報を落とし込んだカスタマイズマップ「バリアフリー・マイマップ」をつくることができ、今後も随時情報を更新し、適切な情報を提供していきます。

施設の検索によりバリアフリーの情報を提供



店名	店舗名	住所	電話番号	カテゴリ
<input type="checkbox"/>	伊勢市駅手荷物預かり所	伊勢市駅上1-1-1	0596-65-6861	🚶 🚗
<input type="checkbox"/>	伊勢神泉	伊勢市本町1-1	0596-26-0100	🚶 🚗
<input type="checkbox"/>	近鉄伊勢市駅	伊勢市駅上1丁目1-57		🚶 🚗
<input type="checkbox"/>	伊勢市駅南側 公衆トイレ	伊勢市駅上1丁目		🚶
<input type="checkbox"/>	三交イン 伊勢市駅前	伊勢市駅後1丁目1-1	0596-20-3539	🚶 🚗 🚸
<input type="checkbox"/>	コンフォートホテル伊勢	伊勢市駅上1丁目3-26	0596-27-1611	🚶 🚗 🚸



自由項目

近鉄 伊勢市駅利用で注意すること

外宮参道駅となるが、近鉄側からだとホームからエレベーターで上がり、架橋を100mほど歩きJR改札から出ることになる。

バリアフリー備考

近鉄の北口から出て外宮は随分遠回りになるので気を付けて、近鉄北口を出たらすぐタクシーが並んでいる。スロープで降りられる。宇治山田駅の方が駅員は多い。

入スロープとタクシー乗り場

構内の段差解消スロープ

※伊勢市観光振興課

円滑な情報収集のため、バリアフリー法の規定では、マスタープランにバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等に、各施設のバリアフリー化状況についての情報提供義務または努力義務が生じることとなります（第二十四条）。

バリアフリー法における情報提供の位置付け	
公共交通事業者等及び道路管理者	義務
路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等	努力義務

6-2. 多様な情報提供手段の普及

視覚障がい者や聴覚・言語障がい者等にとって、日常生活の場面における情報アクセスやコミュニケーションに対する保障や支援は、十分とはいえません。障害者の権利に関する条約〔平成18年（2006年）国連採択〕では、手話や文字表示、触覚等、意思疎通のある形態、手段、様式を障がい者が自ら選択し、それによって、表現及び意志の自由についての権利を行使することを確保する措置を取ることが規定されており、より一層の支援の充実が求められています。

情報アクセス・コミュニケーション施策としては、コミュニケーション支援ボードを活用するといった身近な取り組みから、情報提供装置やICTを活用する等のハード整備と一体化した取り組みまで、様々な形態が考えられます。このことから、ここに示すような取り組みを通じ、公共施設や旅客施設など高齢者・障がい者等が多数利用する施設における多様なコミュニケーションの手段の普及・促進を図ることで、高齢者・障がい者等の日常生活や社会参加を支援するとともに、それに対する市民の理解を深めることを目指します。

■コミュニケーションツールの活用および普及・促進

窓口での対応、会議、イベント等の開催における情報端末やアプリケーションの活用など、来訪者・参加者の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。また、コミュニケーション支援ボードなどのコミュニケーションツールの作成や地域での普及・啓発を推進します。

【事例2】UDトーク



UDトークは、聴覚障がいのある人等へのコミュニケーション支援アプリで、多言語翻訳等も可能です。

市では、窓口案内においてタブレット型端末を導入し、UDトークを活用することで、会話をリアルタイムに表示し、聴覚障がいのある人や外国人等とのコミュニケーションの充実を図っています。

※伊勢市障がい福祉課

【事例 3】遠隔手話通訳



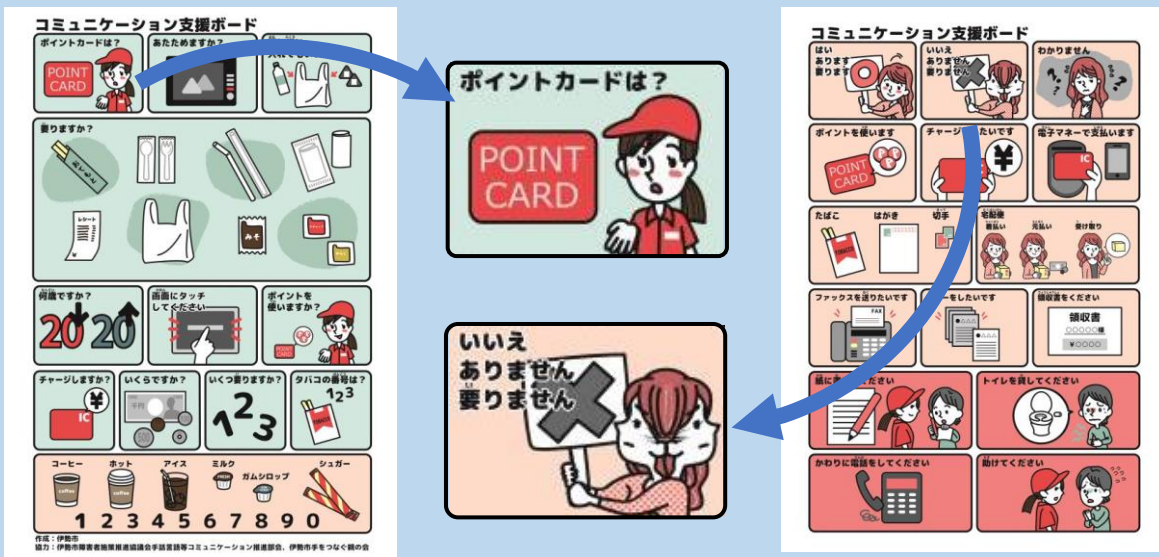
各総合支所窓口において、端末を利用して遠隔手話通訳を受けられるようにし、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションの充実を図っています。

※伊勢市障がい福祉課

【事例 4】コンビニ用コミュニケーション支援ボード

コンビニ用コミュニケーション支援ボードは、店員や障がい等により言葉によるコミュニケーションが困難な来店者が、ボードにある絵や文字を指さすことにより意思疎通を円滑に行うためのツールです。

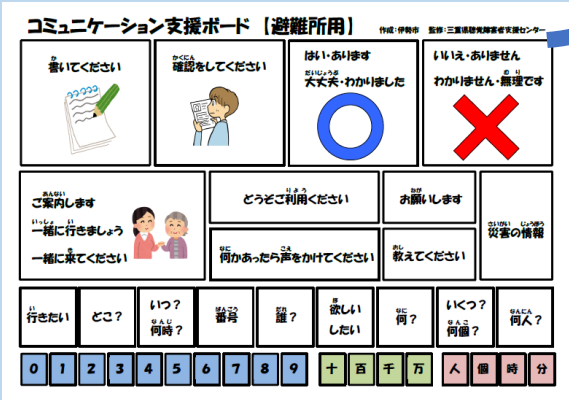
本市では、このボードの利用を通して、障がいのある人の社会参加の促進を図ることを目的とし、コンビニエンスストア用のコミュニケーション支援ボードを作成、市内全コンビニエンスストアに配布を行っています。



※伊勢市障がい福祉課

【事例 5】 避難所用コミュニケーション支援ボード

本市では、避難所用コミュニケーション支援ボードを作成しており、災害時の避難所などで、言葉によるコミュニケーションに困難がある方との意思疎通を円滑に行うため、市の指定避難所 53 箇所に配布しています。



※伊勢市障がい福祉課

【事例 6】 伊勢市防災総合システム

伊勢市防災総合システム 災害・避難情報を積極的に集めよう!

- 防災行政無線放送 市内に設置した屋外スピーカーから放送します。
- 防災メール 防災行政無線の放送内容と火災情報を、登録したメールアドレスへ配信するサービスです。

登録URL 携帯電話用 <https://service.sugumail.com/ise/> パソコン用 <https://service.sugumail.com/ise/html/>

配信内容情報

- 防災行政無線情報 避難勧告等の防災情報、津波注意報・警報、行方不明者情報など、防災行政無線でお知らせする情報を配信します。
- 火災情報 伊勢市消防本部管内での火災情報を配信します。※伊勢市消防本部への火災情報の問い合わせは、一般電話(0596-28-7474)によるテレホンサービスをご利用ください。

- 防災行政無線電話サービス 防災行政無線の放送内容を、電話で確認することができます。フリーダイヤル(通話料無料) 0120-64-3151 市外からの電話・携帯・PHS(有料) 0596-20-3174
- 防災FAXサービス 防災行政無線の放送内容を、登録されたファックスへ通知します。※事前の申請・登録が必要です。

市からの防災情報について、携帯電話やパソコンのメールへの配信や、FAXへ通知を行う防災情報配信サービス(登録制)を行っています。

※伊勢市危機管理課

【事例 7】 発行物等の多言語対応

This is very important notice.
Kindly be advised to ask Japanese speaker to read this notice.

这是重要的通知. 请向懂日语的人问一问.
É uma noticia importante.
Por favor, pergunte à pessoa que pode entender Japones para ver isso.

母子健康手帳、予防接種予診票、予防接種ガイドブックは、外国語表記のものを用意しています。

また、外国の方が来所された際は、市民交流課作成の生活ガイドや日本語教室の案内、相談窓口のチラシなどを渡し、情報提供に努めています。

※伊勢市健康課

7. 移動等円滑化の促進に関する関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保

7-1. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進

(1) 心のバリアフリーとは

高齢者・障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者・障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について市民一人一人が関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」が重要です。

「心のバリアフリー」とは（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より）

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障壁の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

(2) 心のバリアフリーの推進における役割

「心のバリアフリー」の取り組みの推進においては、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、国、地方公共団体、施設設置管理者、住民のそれぞれについて、担っていくべき基本的な役割が示されています。国、地方公共団体、施設設置管理者においては、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーを推進することに努めることが、また、住民においては、高齢者・障がい者等の移動等円滑化や施設利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならないこと、駐輪・駐車マナー、必要に応じた高齢者・障がい者等の支援において積極的に努力することなどとされています。

心のバリアフリーの推進においては、これらの役割をそれぞれが理解し、協力して取り組みを進めていく必要があります。

7-2. 心のバリアフリーの体現促進のための取り組み

(1) 市の取り組み

住民やその他関係者の心のバリアフリーに対する理解の増進と協力の確保を図るためには、行政や関係団体、移動等円滑化促進地区内の施設置管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動を継続して行っていくことが重要です。

本市においては、以下のような活動を展開することで、市民や事業者等の心のバリアフリーの体現を促進し、高齢者・障がい者等、誰もが安心して生活できる共生のまちを目指します。

ヘルプマーク・ヘルプカード



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人々が、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示すことで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。市では、ヘルプマークの配布に加え、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載するヘルプカードの作成・配布を行っています。また、ヘルプマークを持った人に対する配慮や支援について、市民に対し広報等での啓発を実施しており、この取り組みを通じて、援助や配慮が必要な人々が、必要な時に周囲の援助を適切に得られる環境づくりを促進します。

※伊勢市障がい福祉課

伊勢市就労体験サポート事業

就労経験や実習の機会の少ない障がいのある人が、市内企業において就労体験を行うことができる「伊勢市障がい者就労体験サポート事業」を実施しています。

この取り組みを通じて、障がいのある人に対しては一般就労に向けたチャレンジのきっかけを作るとともに、企業に対しては障がいのある人への理解を深め、障がいのある人々の社会参加を促進します。

※伊勢市障がい福祉課

障がい者サポーター制度



キッズサポーター



障がいや障がいのある人を理解し、「ちょっとした配慮」を実践する人を「障がい者サポーター」として登録し、日常生活の中で自分のできる範囲で活動してもらう取り組みです。定期的にサポーター研修会を開催し、希望に応じて企業等への出前研修会も開催しています。また、制度の普及啓発に協力してくれる企業・団体等を募集し、障がい者サポート企業・団体として認定しています。この制度を通じて市民の障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人への支援につなげることを目指します。

また、市内小学校3～4年生を対象とした希望校での研修を通じて障がい者サポーターの「キッズ版」を養成し、障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解すること、また、差別や偏見の目を持たないことなど、子どもの頃から正しい情報を知る・知識を身につけることで、未来の担い手になってもらうことを目指します。

※伊勢市障がい福祉課

認知症サポーター制度



認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を見守る応援者を養成するための「認知症サポーター養成講座」や、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など、誰もが集える場としての「認知症カフェ」の開催など、認知症に対する理解を深める取り組みを通じて、認知症の人とその家族への支援につなげることを目指します。

※伊勢市高齢者支援課

障がい者スポーツの推進



障がいの有無に関わらず多くの方が楽しめる「ボッチャ」等のスポーツの体験会の開催等を通じて、当該競技の認知度を向上させるとともに、参加者の交流を図ることで、市民の障がいのある人に対する理解を深めることや、障がいのある人が気軽にスポーツに取り組める環境づくりを促進します。

※伊勢市スポーツ課

バリアフリー観光の推進



観光ガイド活動を行う団体の連絡協議会「伊勢たびナビの会」の研修や、観光業に携わる方を対象にした「おもてなし基礎講座」等の開催を通じて、障がいのある人や外国からの来訪者など、多様な方々へのおもてなしについて学び、理解を深めることで、誰もが安心して観光を楽しめる受入環境づくりを促進します。

※伊勢市観光振興課

人権学習の取り組み



「伊勢市人権施策基本方針」に基づき、一般市民向けの講習会や、市内小中学校のPTAや市職員等を対象とした研修会、パンフレットの作成・配布等の教育・啓発活動を通じ、人権が尊重される、差別のない社会の一日も早い実現を目指します。

※伊勢市人権政策課

手話の普及



「伊勢市手話言語条例」の制定〔平成 27 年（2015 年）10 月 7 日〕をはじめとする以下の取り組みを通じて、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築を進めることにより、「手話は言語である」という認識に基づき、手話についての理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができるまちを目指します。

- 手話体験教室（市民向け・小学校向け、保育士対象）
- 手話教室・手話研修（市職員対象）
- 手話奉仕員養成講座
- 市広報での啓発
- 市ホームページへの手話動画掲載

※伊勢市障がい福祉課

避難所運営研修会



各避難所に設置している避難所情報伝達キット（通称：つ・た・わ・るキット）の使い方のレクチャーなど、より適切な避難所を運営するための研修会を市避難所担当職員とまちづくり協議会を対象に行っています。大規模災害が発生したとき、在住外国人が情報弱者になることを防ぐとともに、円滑な支援が受けられるように備えます。

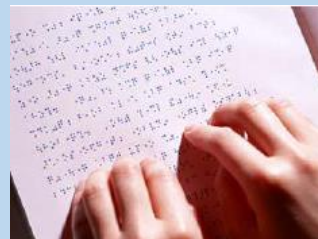
※伊勢市市民交流課

(2) 各関係団体における取り組み【事例】

バリアフリーについての理解を高めるとともに、推進していくための啓発・教育活動として、市内においては、以下の団体をはじめとする多数の団体により心のバリアフリーに対する理解を深め、実践していくための取り組みが行われています。

【事例 8】福祉体験学習の開催

すべての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方を学ぶ福祉の話（ユニバーサルデザイン）を軸に、市内の全小中高校、専門学校、企業等において、各種体験学習が毎年開催されています。



【点字学習（点字・点訳授業）】



【車いす体験及び介助体験】



【高齢者疑似体験及び介助体験】



【視覚障がい者体験及び介助体験】

※伊勢市社会福祉協議会

【事例 9】伊勢おもてなしヘルパー



高齢や障がいのため、神宮（内宮）域内で、移動が困難な方に対し、「参道での車いす介助」や「石階段を上がるお手伝い」などを行って参拝を実現させる有償ボランティアの活動が、伊勢市・伊勢市観光協会ほか4団体で構成されている「伊勢おもてなしヘルパー推進会議」により実施されています。

※伊勢おもてなしヘルパー推進会議

【事例 10】パーソナルバリアフリー基準を用いた観光バリアフリーの取り組み



旅行者一人一人の状況に合わせた情報提供や旅行アドバイスを行う相談システムである「パーソナルバリアフリー基準」を開発した「NPO 法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」により、伊勢志摩地域のバリアフリー化や情報発信、企業や学校などでの啓発・教育活動など、旅行者の観光の楽しみを優先したバリアフリー観光の実現のための様々な取り組みが、行政とも連携しつつ、幅広い分野において実施されています。

※伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

また、高齢者・障がい者等団体に対するヒアリング結果から、各関係団体によるこれまでの心のバリアフリーの関する取り組みは、以下のとおりです。

表 15 各関係団体における取り組み事例

<p>肢体・身体障がい者に関する団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体メンバーによる体験学習 ・精神障がい者、肢体障がい者の子どもとの交流会 ・エクササイズ（フライングディスクなど）
<p>聴覚障がい者に関する団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニなどにおけるサインボードの作成と配布 ・商業施設における手話を知ってもらうためのビラ配り
<p>知的障がい者に関する団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体メンバーでの余暇活動の促進 ・障がい者本人の声は上げにくいので、県や全国など声をあげられる所へ伝えていく

(3) 民間事業者による取り組み【事例】

民間事業者においても、高齢者・障がい者等とのコミュニケーションの円滑化など、心のバリアフリーに関して、以下のような取り組みが行われています。

【事例 11】 金融機関による取り組み

高齢者・障がい者等、多様な来訪客が、安心して利用できる快適な店舗づくりをめざし、窓口対応をはじめ、以下のような取り組みが行われています。



【簡易筆談器】



【振動呼出器】



【コミュニケーションボード】

※百五銀行

8. 移動等円滑化促進方針の評価

本マスタープランで定められた基本理念や取り組み方針等を踏まえ、今後策定を検討していくバリアフリー基本構想の中で位置付ける事業や、前述のソフト事業等を推進していきます。これらを着実に進めていくためには、理念計画に基づいた取り組みの進捗状況を確認し、当事者参画のもと、継続的に協議・検討・推進していくことが重要です。

バリアフリーに関する取り組みに対して、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Action) を繰り返す「PDCA サイクル」の考え方に基づいて、本市において進行管理を実施し、広く市民等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。本マスタープランで、「計画」(Plan) を策定し、この計画に基づいて、基本構想策定と特定事業の実施による「実行」(Do) を行うこととします。

より良いバリアフリー社会を実現するには、高齢者・障がい者等の当事者の視点をバリアフリーの取り組みに活かしていくことが必要です。5年ごとの評価の際には、関係者団体や施設設置管理者にアンケートやヒアリングを実施するなど、バリアフリーに関する最近の取り組みや、事業実施状況、バリアフリーに関する満足度や感じている課題を聴取し、そこで得られた当事者視点からの意見を踏まえた上で課題把握や対応策を検討し、必要に応じて計画内容へと反映していくことを目指します。また、バリアフリー社会の実現の状況を確認するために、市民アンケート（毎年実施）の高齢者・障がい者等に関する項目を評価指標として確認します。

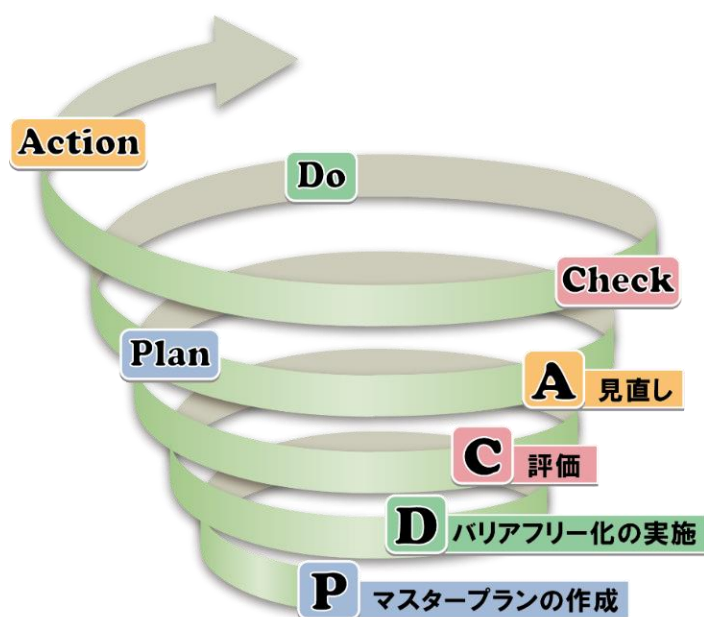


図 15 PDCAサイクル図

市民アンケートの高齢者・障がい者等に関する項目

- ◆ 「障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすいまちである」と感じている人の割合（参考として、「今の伊勢市を暮らしやすいまちである」と感じている人の割合と比較する）
- ◆ 認知症サポーターを知っている人の割合

